

あゆみ特別支援学校PTA研修会での質問への回答

NPO法人エールの会 井上・落合

【質問1】中3：療育手帳B2なのですが、年金はもらえるのでしょうか？

【回答】療育手帳の判定と年金は別物です。B2の判定で年金をもらっている人はたくさんいます。ただ、年金請求の時に診断書や申立書に障害が軽いような状態が記載されていると、却下されてしまうことがあるようです。従って書き方には留意する必要があります。なお、前年の所得が4,621,000円以上ある場合は支給停止、3,604,000円以上の場合半額支給となります。一般就労をされていて給与所得が多い方は制限の対象となる場合があります。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

【質問2】中3：後見人制度の費用はどれくらいなのでしょう？（財産の多少で違うそうなので詳しく知りたいです。）

【回答】法定後見の場合は、申し立ての時の費用が以下ようになります。

- ・申立手数料 800円 ・登記手数料 2600円
- ・連絡用郵便切手 約3000円～4000円
- ・鑑定料（本人の判断力を医学的に確認するため医師による鑑定が必要となる場合がある。その費用は個々によって異なるが、ほとんどの場合10万円以下となっている。）
- ・診断書（鑑定書とは別） 数千円
- ・住民票、戸籍謄本、証明書等 約1,000円

任意後見の場合は上記の費用に任意後見契約公正証書作成の費用として、さらに約15,000円程度必要になります。

つぎに後見報酬ですが、これは後見人等が家庭裁判所に報酬をくださいと申立て、家裁がそれを認めたときに発生します。したがって親などの親族が後見人等をしている場合は、申し立てないことが多いので報酬は発生しません。報酬を申し立てるのは弁護士、司法書士などの専門職が多いようです。ただし後見人等は報酬なしでも、後見監督人等がついていて専門職がやっている場合は、監督人への報酬を支払わなくてはなりません。

後見人等への報酬の金額は法律等で決まっているわけではなく、裁判所が後見人等の仕事の内容や管理する財産額によって決定します。東京家庭裁判所立川支部がこの金額の目安を公表しています。これによると財産額が1,000万円までは基本報酬として月額2万円、1,000万円～5,000万円までは月額3万円～4万円、5,000万円を超えると月額5万円～6万円となっています。なお後見監督人等への報酬は財産額が5,000万円以下の場合月額1万円～2万円、それを超える場合は25,000円～3万円となっています。さらに後見人等が相続や保険金請求、不動産処分など特別なことを行うと付加報酬を支払う必要が出

てくる場合があります。

成年後見制度は障がい者の権利擁護のために重要な制度ですが、現行ではこのような費用が多額になるなどの問題点をはじめ、他にも様々な課題があります。これらを改善して誰もが使いやすい制度にしていく必要があります。

【質問3】中2：グループホームにはどうしたら入れるのか？

【質問4】中2：グループホームに入るには支度金はいりますか？必要であれば平均いくらくらい用意したらよいですか？

【質問5】高1：グループホーム、入居施設への選択法、アプローチ法、その中での生活について。

【回答】グループホームについてのご質問がいくつかありましたので、まとめてお答えします。

現在、松阪地域にあるグループホームは40か所ほどあります。松阪市障がい児・者総合相談センターマーベルのホームページ(marbell.jp)に詳しい情報が載っています。定員の空き情報も随時更新されています。

グループホームと一口に言っても、特定の障がい種しか利用できなかったり、ある程度自立した生活ができることが利用の条件であったり、グループホームを運営している同じ法人の事業所を利用していることが条件であったりするので、よく調べておくことが必要です。グループホームによっては見学を受け付けてくれるところもあります。ホームページなどでこれだと思うところがあれば、直接連絡を取ってみてください。見学することでグループホームでの生活に具体的なイメージが湧くかと思います。できれば子どもさんもいっしょに見学に行かれるとよいでしょう。そしてこれは入所施設でも同じですが、早い段階からショートステイ(短期入所)でグループホームや施設利用の練習をすることをお勧めします。いきなり家族から離れた生活をするのは子どもさんにとって大きな負担となります(あるいは親にとっても)。だからそのための練習をしておくことが大切かと思います。ただしショートステイを実施しているグループホームは、それほど多くないのでよく確認をしてください。

利用する段階になると、ショートステイも含めて「サービスの利用申請」「利用計画の作成」「支給決定、受給者証」が必要になります。詳しいことは計画相談支援員、マーベル、市の障がい福祉課に相談されるのがよいと思います。

つぎに費用ですが、これについては研修会の時にもお話ししました。家賃2万～3万、光熱水費・消耗品費15,000円、食費3食で一日1,000円程度のところが多いようです。これに補助金が月1万円出ます。ですから収入が障害年金だけだとしても何とか生活はできるようになっています。

ご質問の支度金というのは、松阪地域のグループホームで私が調べた範囲では必要ない

ようですが、保証金 3 万円がいるところと、設備費 10 万円、修繕費 5 万円がいるところがありました。入居の時、必要だとしても 3 万円～最大 15 万円程度です。

近年グループホームのニーズは増大しており、松阪地域でも新しいホームが開設されています。ただそのほとんどはすぐに定員がいっぱいになる状態です。またどんな人でも受け入れてくれるというわけではありません。この点、さらに多くのグループホームの開設と、障がいの支援区分が重い人でも利用できる日中サービス支援型や介護サービス包括型、支援区分が軽い人が利用しやすいサテライト型など様々なタイプのホームなどの開設が望まれます。

【質問 6】 高 2 : グループホームは 65 歳以上になると退所して、老人ホームに入所しないとダメなんですか？

【回答】 ご質問のような問題は、65 歳問題、65 歳の壁などと言われ問題となっていました。障害福祉サービスを受けている人も 65 歳になると介護福祉サービスの対象となるため、グループホームだけでなくこれまで利用していた障がい福祉サービスを利用できなくなり、介護保険サービス利用の場合は自己負担 1 割が発生するという問題で、裁判になったケースもあります。

平成 28 年、障害者総合支援法と介護保険法が改正され、原則としては障がい者も介護保険に移行することになるが、介護保険で対応できないサービスは引き続き総合支援法によるサービスを利用できるようになりました。(例: 同行援護、行動援護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等)

グループホームについても介護保険では認知症の診断のある方となっているので、これまでのグループホームを引き続き利用できます。また共生型サービスといって障害福祉サービス事業所が介護保険サービスの適応を受けることによって、同じ事業者が両方のサービス提供をすることが可能となっています。このように障がい福祉の制度は、年々改定されていきます。最新の情報をチェックしていく必要があります。

ただ高齢になってくると身体介護が必要になってくるかもしれないので、同じところで生活するのが本人にとって必ずしも良い選択とは限りません。その時は、より適切な生活の場が提供されるようになってほしいですね。

【質問 7】 小 3 : 財産を残さない方がよい(特に不動産)とのことでしたが、今住んでいる家を残すことがかえって負担になることもあるのだと思いました。子どもの理解や状態にもよると思いますが、どういうタイミングで財産(あれば)を処分しておくのが適切なのでしょうか？

【回答】 これは個々によって異なるのであくまで一般論で回答させてください。

親の財産は何もしなければ、やがて子どもが相続することになります。健常のきょうだいがみえたらそのきょうだいが相続するよう遺言を残されるのがよいかと思います。障がいのある子どもさんでもお金の管理ができ、財産に対する理解がある程度できるなら相続させてもよいと思います。もちろんきちんとした支援者は必要ですが。

子どもが障がいがある子ひとりの場合を考えてみましょう。父親が先に亡くなると仮定して、父親は母親に財産のすべてを相続させるように遺言をしたとします。これでよし悪しは別として、その時点では子どもに財産はわたりません。(厳密には遺留分請求というのがあるのですが、ここではややこしいので省略します。)そして母親と子どもはこれまでの家で暮らせます。

しかし、やがて母親も高齢となり子どもの世話が十分にできなくなってきます。そのような場合でも、母親が介護保険、子どもが障がい福祉のサービス(居宅介護など)を利用して、生活は維持できます。それでも困難となると高齢者施設に入ること、子どもも施設かグループホームに入ることを検討しなければならなくなるでしょう。その時が、自宅を処分するタイミングになると考えます。つまりもうこれ以上、この家で生活を維持するのは困難だという時です。

ただ親がいなくなっても、子どもが引き続きこの家での生活を望んでいるなら、その可能性を探ってあげるべきでしょう。障がい福祉サービスを利用することによって、子どもだけでもこれまでの家で生活することができるかもしれません。

さて母親が自宅を売却して高齢者施設に入り、その後亡くなったとします。もしほかに相続者がいなければ、自宅を売却したお金も子どもが相続することになりますが、その時に子どもに判断力がないとなると相続できないので、法定後見人がつくことになります。後見人等には報酬を支払わなければなりません、研修会でもお話ししたように財産が多ければ報酬額もたくさんかかります。(専門職後見人の場合、基準は月2万円)そして子どもが亡くなったとき相続人がいなければ、残っていた財産は国庫に入ってしまうです。ですから障がいのある子どもには、その子が使いきれ本当に必要な金額だけを残してあげた方がよいというのが私の考えです。もちろん他により考えがあるかもしれないし、できるだけたくさんの財産を残してあげたいという方の気持ちもわかります。

このお金の残し方については預貯金のほかに、家族信託、後見制度支援信託、特定贈与信託などを利用する方法、生命保険信託を利用する方法、また障害者扶養共済制度などがあります。次回の研修会でお話ししたいと思います。

【質問8】次回の時にあると思うのですが、生命保険、自動車保険などの保険のことについて知りたいです。

【回答】知的障害のある人が一般の保険に加入するのは、なかなか難しいようです。しかしある程度の理解力があって保険料を支払える能力があると加入は可能かもしれません。こ

のあたりは保険会社によってもかなり違ってくるので、加入しようとする保険会社に問い合わせてみてください。

障害がある人でも加入できる保険があるので紹介しておきます。他にもあるかもしれません。

- ・ ぜんち共済株式会社・・・知的障害、発達障害、ダウン症、てんかんのある方のための総合保険です。www.z-kyosai.com
- ・ 株式会社ジェイアイシー・・・心身障がい児・者のための総合補償制度
www.jicgroup.co.jp
- ・ 生活サポート総合補償制度・・・全国知的障害児者生活サポート協会の会員であることが条件。www.jicgroup.co.jp/personal/support/
- ・ A S J 総合補償・・・日本自閉症協会の会員であることが条件。
<http://www.autism.or.jp/asj-hoken/1.pdf>
- ・ 全国手をつなぐ育成会・・・がんのおたすけプラン、おたすけプラン・日ごろの備え、くらしのおたすけプラン、これも手をつなぐ育成会の会員であることが条件です。
<http://zen-iku.jp/>

なお親が加入した生命保険の受取人を、障がいのある子どもにするのはお勧めできません。判断力がない場合は、保険金の請求ができなくなってしまいます。この場合も成年後見を申し立てる必要があります。

【質問 9】 高 2 : 地域の人に知ってもらおうという意味で、民生委員さんと顔見知りになったりしているのでしょうか？

【回答】 地域の人に子どものことを知ってもらおうというのは、何も特別なことをするというわけではありません。障がいがあることを隠そうとするのではなく、ごく普通に外出したり、地域の行事に参加したりすることで子どものことを自然に理解してもらえればそれでよいと思います。

地域の人々の理解が特に重要になってくるのは、地震や水害などの災害時です。現在、松阪市では住民協議会で災害時の避難行動要支援者名簿を作成しています。これは災害対策基本法に規定されており、災害時の避難に支援が必要な人を把握するためのものです。これには独り暮らしの高齢者のほかに、身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A 判定を受けた人、精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する人が対象となっています。子どもさんが該当するときは、この名簿に載せてもらうようにしましょう。また、災害時にパニックになるなどの不安があるときは、民生委員さんなどに相談しておいた方がよいと思います。

また、サポートブックなどを作成して親や家族と離れてしまった場合でも、支援をしてもらいやすいようにしておくことも一つの方法だと思います。

【質問 10】 中 2 : 余暇の過ごし方について知りたいです。

【回答】 障がいがある人の余暇活動はとても重要なことです。一般就労をしてバリバリ仕事をしている人でも、休日の過ごし方がわからず、暇を持て余している人が結構いるのです。人間は誰でも働くだけでは、人生が味気ないものになってしまいます。また楽しめることがあるから、それが働く原動力にもなるのです。ですから学校時代から子どもさんに芽生えた興味関心を伸ばすようにしてあげてください。

鉄道が好きな子はたくさんいます。大人になっても全国の鉄道に乗ることを楽しみにして、給料を貯金している人がいます。ファンの野球チームの応援に行くことを楽しみにしている人。大好きなアイドルのグッズを集めることを生きがいに行っている人など、なんでも良いのです。

好きなことを持っている人は生き生きとしています。また、独得のこだわりを活かした絵を描くのを趣味にしている人、陶芸や立体作品の制作、書道などでその才能を発揮する人や、障がい者スポーツのチームで活躍する人もいます。ゲームでも最近は e スポーツなど、世界大会が開かれて学校のクラブ活動になったりもしています。何でもよいので子どもさんが興味をもってやり始めたことは、否定するのではなく将来の余暇活動につながればよいという気持ちで伸ばしてあげてください。

ただ障がいのある人の文化芸術活動やスポーツ活動を指導、支援してくれるところは、そんなに多くはありません。松阪市では障害者福祉センターがこの活動を行っています。が、平日の日中だけなので、学校に行っている人、働いたり日中活動のサービスを利用したりしている人は参加が難しいです。スポーツ活動については、三重県障がい者スポーツ協会が、県内でいろいろな競技の教室を開いていますが身近に参加できる状態にはなっていないようです。またボランティア団体としてスペシャルオリンピックがありますが、これも開催されているのは北勢地域や津になっています。

文部科学省は「障害者学習支援推進室」を設けて障がい者の生涯教育推進に力を入れています。松阪市でも障がいのある人がその余暇を活かして、文化芸術活動やスポーツ活動に進んで参加できる環境づくりが望まれます。